

# 鶴ヶ島市地域防災計画 目次

	ページ
<b>第1章 総則</b>	<b>1-1</b>
<b>第1節 計画の目的</b>	1-2
<b>第2節 計画の基本フレーム</b>	1-3
第1項 位置づけ	1-3
第2項 構成	1-3
第3項 修正	1-4
第4項 用語	1-4
<b>第3節 鶴ヶ島市災害対策の基本的な考え方</b>	1-5
<b>第4節 業務の大綱</b>	1-7
第1項 実施主体に基づく対策の体系化	1-7
第2項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-7
<b>第5節 鶴ヶ島市の概況</b>	1-13
第1項 自然条件	1-13
第2項 社会条件	1-14
第3項 災害履歴	1-15
<b>第6節 計画の条件</b>	1-18
第1項 地震被害想定	1-18
第2項 市の特性	1-21
<b>第2章 災害予防計画</b>	<b>2-1</b>
<b>第1節 調査研究の推進</b>	2-2
第1項 基礎的な調査研究	2-2
第2項 計画的な調査研究の実施	2-2
<b>第2節 適切な土地利用の推進</b>	2-3
第1項 土地利用の適正化	2-4
第2項 地盤沈下の防止	2-4
第3項 液状化区域の把握と留意	2-5
<b>第3節 建築物・土木施設等の耐震化</b>	2-6
第1項 建築物	2-7
第2項 公共土木施設	2-9
第3項 ライフライン	2-10
<b>第4節 防災都市づくりの促進</b>	2-13
第1項 防災都市づくり	2-14
第2項 市街地の整備	2-14
第3項 建物の不燃化	2-15
第4項 オープンスペース等の確保	2-15

<b>第5節</b>	<b>避難予防対策</b>	2-16
第1項	避難計画の策定	2-19
第2項	指定緊急避難場所及び避難路の選定	2-22
<b>第6節</b>	<b>自助、共助、連携による防災体制の整備</b>	2-25
第1項	自助、共助による住民の防災力向上	2-26
第2項	市及び防災関係機関の防災体制の整備	2-28
第3項	応援協力体制の整備	2-29
第4項	自主防災組織の整備	2-31
第5項	事業所等における防災組織の整備	2-34
第6項	地区防災計画の策定	2-35
第7項	ボランティアの活動環境の整備	2-36
第8項	適切な避難行動に関する普及啓発	2-36
<b>第7節</b>	<b>災害情報体制の整備</b>	2-38
第1項	情報通信設備の安全対策	2-39
第2項	情報収集伝達体制の整備	2-40
<b>第8節</b>	<b>医療救護体制の整備</b>	2-41
第1項	初期医療体制の整備	2-44
第2項	後方医療体制の整備	2-45
第3項	応援医療体制の整備	2-45
<b>第9節</b>	<b>物資及び資機材等の備蓄と輸送</b>	2-46
第1項	保存水、食料、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	2-49
第2項	防災用資機材等の備蓄	2-53
第3項	医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	2-54
第4項	物資調達・輸送に関する体制の整備	2-54
第5項	物資調達・輸送に関する訓練の実施	2-54
第6項	緊急輸送道路の確保	2-55
第7項	緊急通行車両の事前届出	2-55
<b>第10節</b>	<b>火災予防体制の整備</b>	2-57
第1項	出火防止	2-58
第2項	初期消火	2-59
第3項	危険物取扱施設の安全化	2-60
第4項	消防力の強化	2-61
<b>第11節</b>	<b>防災知識の普及</b>	2-64
第1項	住民に対する防災知識の普及	2-65
第2項	防災対策要員に対する防災教育	2-65
第3項	学校における防災教育	2-66
第4項	事業所等における防災教育	2-66
<b>第12節</b>	<b>防災訓練</b>	2-68
第1項	総合防災訓練	2-69
第2項	市及び防災関係機関等が実施する訓練	2-69

第3項	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練 .....	2-70
<b>第13節</b>	<b>要配慮者の安全対策 .....</b>	<b>2-72</b>
第1項	社会福祉施設等入所者の安全確保 .....	2-74
第2項	在宅要配慮者の安全確保 .....	2-75
第3項	外国人の安全確保 .....	2-79
<b>第14節</b>	<b>風水害等の予防 .....</b>	<b>2-80</b>
第1項	雨水施設等の整備 .....	2-81
第2項	水害危険区域の把握 .....	2-81
第3項	水防用資機材の整備 .....	2-81
<b>第15節</b>	<b>その他の予防対策 .....</b>	<b>2-82</b>
第1項	帰宅困難者対策 .....	2-82
第2項	遺体の埋・火葬対策 .....	2-83
第3項	防疫対策 .....	2-83
第4項	応急住宅対策 .....	2-83
第5項	文教対策 .....	2-84
第6項	がれき処理等廃棄物対策 .....	2-85
<b>第3章</b>	<b>震災応急対策計画 .....</b>	<b>3-1</b>
<b>第1節</b>	<b>応急活動体制 .....</b>	<b>3-2</b>
第1項	職員の動員配備 .....	3-3
第2項	市の活動体制（市災害対策本部） .....	3-6
第3項	災害時における施設の利用方針 .....	3-11
<b>第2節</b>	<b>災害情報の収集伝達 .....</b>	<b>3-13</b>
第1項	通信手段の確保 .....	3-15
第2項	地震情報の収集伝達 .....	3-15
第3項	被害情報の収集伝達 .....	3-17
<b>第3節</b>	<b>広報広聴対策 .....</b>	<b>3-20</b>
第1項	災害情報の広報 .....	3-21
第2項	広聴活動 .....	3-22
<b>第4節</b>	<b>応援体制・要員確保 .....</b>	<b>3-23</b>
第1項	指定地方行政機関等の活動体制及び相互協力 .....	3-24
第2項	要員の確保 .....	3-27
<b>第5節</b>	<b>自衛隊災害派遣 .....</b>	<b>3-28</b>
第1項	災害派遣の活動 .....	3-29
第2項	災害派遣の要請 .....	3-30
第3項	災害派遣部隊の受入体制の確保 .....	3-31
<b>第6節</b>	<b>災害救助法の適用 .....</b>	<b>3-33</b>
第1項	救助法の適用 .....	3-34
第2項	救助の実施方法等 .....	3-36
<b>第7節</b>	<b>消防 .....</b>	<b>3-38</b>

第 1 項	消防本部による消防活動 .....	3-39
第 2 項	消防団による消防活動 .....	3-40
第 3 項	応援要請 .....	3-40
<b>第 8 節</b>	<b>救急救助・医療救護・保健 .....</b>	<b>3-43</b>
第 1 項	救急・救助 .....	3-44
第 2 項	医療及び助産救護活動 .....	3-45
第 3 項	傷病者の搬送 .....	3-45
第 4 項	精神科救急医療の確保 .....	3-46
第 5 項	精神保健活動 .....	3-46
<b>第 9 節</b>	<b>避難 .....</b>	<b>3-47</b>
第 1 項	避難情報 .....	3-48
第 2 項	警戒区域の設定 .....	3-50
第 3 項	避難の誘導 .....	3-51
第 4 項	指定避難所の開設・運営 .....	3-51
<b>第10節</b>	<b>緊急交通路の確保 .....</b>	<b>3-58</b>
第 1 項	道路被害状況の把握 .....	3-59
第 2 項	緊急輸送道路の応急復旧作業 .....	3-59
第 3 項	緊急輸送道路の状況の広報 .....	3-60
<b>第11節</b>	<b>緊急輸送 .....</b>	<b>3-61</b>
第 1 項	緊急輸送車両等の確保 .....	3-62
第 2 項	緊急輸送道路の確保 .....	3-62
第 3 項	緊急通行車両の確認手続き等 .....	3-63
第 4 項	物資の集積場所及び要員の確保 .....	3-63
<b>第12節</b>	<b>社会秩序の維持等 .....</b>	<b>3-64</b>
第 1 項	社会秩序の維持及び社会的混乱の防止 .....	3-65
<b>第13節</b>	<b>飲料水・食料・生活必需品の供給 .....</b>	<b>3-66</b>
第 1 項	飲料水の確保及び供給 .....	3-67
第 2 項	生活用水の確保及び供給 .....	3-68
第 3 項	食料の確保及び供給 .....	3-68
第 4 項	生活必需品の確保及び供給 .....	3-70
<b>第14節</b>	<b>要配慮者対策 .....</b>	<b>3-72</b>
第 1 項	社会福祉施設入所者等の安全確保対策 .....	3-73
第 2 項	在宅要配慮者の安全確保対策 .....	3-73
第 3 項	外国人の安全確保対策 .....	3-75
第 4 項	指定避難所における要配慮者への配慮 .....	3-76
<b>第15節</b>	<b>環境衛生 .....</b>	<b>3-77</b>
第 1 項	ごみ処理 .....	3-78
第 2 項	し尿処理 .....	3-79
第 3 項	災害廃棄物処理 .....	3-79
第 4 項	防疫活動 .....	3-81

第 5 項	食品衛生監視 .....	3-81
第 6 項	動物愛護 .....	3-81
<b>第16節</b>	<b>行方不明者や遺体の搜索、処理及び埋・火葬 .....</b>	<b>3-82</b>
第 1 項	行方不明者、遺体の搜索 .....	3-83
第 2 項	遺体の処理 .....	3-84
第 3 項	遺体の埋・火葬 .....	3-85
<b>第17節</b>	<b>建築物等の応急対策 .....</b>	<b>3-86</b>
第 1 項	建築物等の応急対策 .....	3-87
第 2 項	危険物施設の取扱応急対策 .....	3-89
第 3 項	家畜及び畜産施設の応急対策 .....	3-89
<b>第18節</b>	<b>住宅応急復旧 .....</b>	<b>3-90</b>
第 1 項	応急住宅の確保 .....	3-91
第 2 項	被災住宅の応急修理 .....	3-92
第 3 項	住宅関係障害物除去 .....	3-93
<b>第19節</b>	<b>ライフライン施設等の応急対策 .....</b>	<b>3-94</b>
第 1 項	ライフライン施設の応急対策 .....	3-95
第 2 項	交通施設の応急対策 .....	3-105
<b>第20節</b>	<b>文教・福祉対策 .....</b>	<b>3-108</b>
第 1 項	応急教育の実施 .....	3-109
第 2 項	学用品の調達及び支給 .....	3-110
第 3 項	応急保育の実施 .....	3-111
第 4 項	文化財の保護 .....	3-112
<b>第21節</b>	<b>帰宅困難者対策 .....</b>	<b>3-113</b>
第 1 項	情報提供 .....	3-113
第 2 項	一時滞在施設の確保 .....	3-114
第 3 項	帰宅の支援 .....	3-114
第 4 項	保育所・学校等における対策 .....	3-114
<b>第22節</b>	<b>災害時受援計画 .....</b>	<b>3-115</b>
第 1 項	国からの応援受入 .....	3-116
第 2 項	地方公共団体からの応援受入 .....	3-116
第 3 項	ボランティアの応援受入 .....	3-117
第 4 項	公共的団体からの応援受入 .....	3-119
<b>第 4 章</b>	<b>風水害等応急対策計画 .....</b>	<b>4-1</b>
<b>第 1 節</b>	<b>応急活動体制 .....</b>	<b>4-2</b>
第 1 項	事前措置及び応急措置 .....	4-3
第 2 項	職員の動員配備 .....	4-4
第 3 項	市の活動体制（市災害対策本部） .....	4-6
第 4 項	応援体制・要員確保 .....	4-7
<b>第 2 節</b>	<b>自衛隊災害派遣 .....</b>	<b>4-8</b>

<b>第3節</b>	<b>災害情報の収集伝達</b>	4-9
第1項	通信手段の確保	4-9
第2項	注意報・警報の種類及び発表基準	4-9
第3項	被害情報の収集伝達	4-12
<b>第4節</b>	<b>広報広聴対策</b>	4-13
<b>第5節</b>	<b>災害救助法の適用</b>	4-14
<b>第6節</b>	<b>消防</b>	4-15
<b>第7節</b>	<b>水防</b>	4-16
第1項	水防本部の設置	4-16
第2項	監視、警戒活動	4-16
第3項	気象情報、水防情報の伝達	4-17
第4項	避難	4-17
第5項	警戒区域の設定	4-18
第6項	資器材の備蓄および水防措置の実施	4-18
第7項	応援協力	4-18
<b>第8節</b>	<b>救急救助・医療救護・保健</b>	4-19
<b>第9節</b>	<b>避難</b>	4-20
第1項	避難情報	4-21
<b>第10節</b>	<b>緊急交通路の確保</b>	4-24
<b>第11節</b>	<b>緊急輸送</b>	4-25
<b>第12節</b>	<b>飲料水・食料・生活必需品の供給</b>	4-26
<b>第13節</b>	<b>要配慮者対策</b>	4-27
<b>第14節</b>	<b>環境衛生</b>	4-29
<b>第15節</b>	<b>行方不明者や遺体の搜索、処理及び埋・火葬</b>	4-30
<b>第16節</b>	<b>建築物等の応急対策</b>	4-31
第1項	建築物等の応急対策	4-31
第2項	農地、農業関係の応急対策	4-32
<b>第17節</b>	<b>住宅応急復旧</b>	4-33
<b>第18節</b>	<b>ライフライン施設等の応急対策</b>	4-34
<b>第19節</b>	<b>文教・福祉対策</b>	4-35
<b>第20節</b>	<b>雪害対策</b>	4-36
第1項	基本方針	4-38
第2項	大雪災害の特徴	4-38
第3項	予防・事前対策計画	4-39
第4項	応急対策計画	4-42
<b>第21節</b>	<b>その他の災害</b>	4-46
第1項	毒・劇物による人身被害対策	4-48
第2項	鉄道災害対策	4-49
第3項	航空機事故災害対策	4-51
第4項	放射性物質及び原子力発電所事故対策	4-53

第 5 項 大規模火災対策 .....	4-59
第 6 項 道路灾害対策 .....	4-60
第 7 項 竜巻・突風等対策 .....	4-62
第 8 項 火山噴火降灰対策 .....	4-72
<b>第 5 章 災害復旧計画.....</b>	<b>5-1</b>
<b>第 1 節 迅速な災害復旧 .....</b>	<b>5-2</b>
第 1 項 災害復旧事業計画の作成 .....	5-3
第 2 項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 .....	5-4
第 3 項 災害復旧事業の実施 .....	5-6
<b>第 2 節 計画的な災害復興 .....</b>	<b>5-7</b>
第 1 項 市災害復興対策本部の設置 .....	5-8
第 2 項 災害復興計画の策定 .....	5-8
第 3 項 災害復興事業の実施 .....	5-8
<b>第 3 節 生活再建等の支援 .....</b>	<b>5-9</b>
第 1 項 義援金及び見舞金品の受入配分計画 .....	5-10
第 2 項 被災者の生活の確保 .....	5-11
第 3 項 被災者への融資等 .....	5-12
第 4 項 被災者生活再建支援制度 .....	5-14
第 5 項 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 .....	5-15
<b>第 6 章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画.....</b>	<b>6-1</b>
<b>第 1 節 実施計画 .....</b>	<b>6-2</b>
第 1 項 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 .....	6-3
第 2 項 地震発生後の対応 .....	6-4
<b>第 7 章 複合災害対策計画.....</b>	<b>7-1</b>
<b>第 1 節 概要 .....</b>	<b>7-2</b>
第 1 項 基本方針 .....	7-3
第 2 項 対策の方向性 .....	7-3
<b>第 2 節 予防・事前対策計画 .....</b>	<b>7-4</b>
第 1 項 複合災害に関する防災知識の普及 .....	7-4
第 2 項 複合災害発生時の被害想定の実施 .....	7-5
第 3 項 防災施設の整備等 .....	7-5
第 4 項 非常時情報通信の整備 .....	7-6
第 5 項 避難対策 .....	7-6
第 6 項 災害医療体制の整備 .....	7-6
第 7 項 災害時の要配慮者対策 .....	7-6
第 8 項 緊急輸送体制の整備 .....	7-6
<b>第 3 節 応急対策計画 .....</b>	<b>7-7</b>

第 1 項 情報の収集伝達 .....	7-7
第 2 項 交通規制 .....	7-7
第 3 項 道路の修復 .....	7-7
第 4 項 避難所の再配置 .....	7-7
<b>第 8 章 最悪事態（シビアコンディション）への対応.....</b>	<b>8-1</b>
第 1 項 最悪事態（シビアコンディション）を設定する目的 .....	8-2
第 2 項 最悪事態（シビアコンディション）への対応 .....	8-2
第 3 項 最悪事態（シビアコンディション）の共有と取組の実施 .....	8-2
<b>第 9 章 住民等の予防計画及び応急対策計画.....</b>	<b>9-1</b>
<b>第 1 節 住民等の災害予防対策 .....</b>	<b>9-2</b>
第 1 項 災害予防体制の整備 .....	9-3
第 2 項 避難予防対策 .....	9-7
第 3 項 火災予防体制の整備 .....	9-10
第 4 項 防災訓練 .....	9-11
第 5 項 在宅要配慮者の安全確保 .....	9-12
<b>第 2 節 住民等の災害応急対策 .....</b>	<b>9-16</b>
第 1 項 住民の応急活動体制 .....	9-17
第 2 項 救急・救助 .....	9-18
第 3 項 避難 .....	9-18
第 4 項 防犯活動 .....	9-23
第 5 項 食料・生活必需品の供給 .....	9-24
第 6 項 在宅要配慮者の安全確保対策 .....	9-25
<b>第 3 節 南海トラフ地震の臨時情報発表に伴い住民等がとるべき措置 .....</b>	<b>9-26</b>
第 1 項 住民のとるべき措置 .....	9-27
第 2 項 自主防災組織のとるべき措置 .....	9-28
第 3 項 事業所のとるべき措置 .....	9-29
<b>第10章 広域応援計画.....</b>	<b>10-1</b>
<b>第 1 節 概要 .....</b>	<b>10-2</b>
第 1 項 想定災害 .....	10-2
第 2 項 対象地域 .....	10-2
<b>第 2 節 事前対策計画 .....</b>	<b>10-3</b>
第 1 項 広域支援拠点の確保 .....	10-3
第 2 項 広域応援要員派遣体制の整備 .....	10-3
第 3 項 広域避難受入体制の整備 .....	10-4
第 4 項 市内被害の極小化による活動余力づくり .....	10-4
<b>第 3 節 応急対策計画 .....</b>	<b>10-5</b>
第 1 項 広域応援調整 .....	10-5

第 2 項	広域応援要員の派遣 .....	10-6
第 3 項	広域避難の支援 .....	10-7
第 4 項	がれき処理支援 .....	10-8
第 5 項	環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援 .....	10-8
<b>第 4 節</b>	<b>復旧・復興支援計画 .....</b>	<b>10-9</b>
第 1 項	広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行） .....	10-9
第 2 項	遺体の埋・火葬支援 .....	10-10
第 3 項	仮設工場・作業場の斡旋 .....	10-10
第 4 項	生活支援 .....	10-10
第 5 項	首都機能の維持 .....	10-10

## 鶴ヶ島市地域防災計画（資料編）目次

■都市公園の現状 .....	資- 1
■鶴ヶ島市防災会議条例 .....	資- 3
■鶴ヶ島市災害対策本部条例 .....	資- 5
■災害対策本部等に関する要綱 .....	資- 6
■鶴ヶ島市防災行政無線局管理運用要綱 .....	資- 24
■鶴ヶ島市防災行政無線局（固定系）運用要領 .....	資- 27
■鶴ヶ島市防災行政無線局（移動系）運用要領 .....	資- 29
■鶴ヶ島市防災行政無線系統図 .....	資- 31
■鶴ヶ島市防災行政無線（固定系）子局一覧表 .....	資- 33
■様式1 災害情報記録用紙 .....	資- 35
■様式2 本部長指令 .....	資- 36
■様式3 警戒体制等配備の施行についての通知書 .....	資- 37
■様式4 警戒体制等発令書 .....	資- 38
■様式5 避難情報についての報告 .....	資- 39
■様式6 高齢者等避難 .....	資- 40
■様式7 避難指示 .....	資- 41
■様式8 避難者名簿 .....	資- 42
■様式9 避難収容状況調 .....	資- 43
■様式10 避難所開設状況 .....	資- 44
■様式11 避難所状況報告 .....	資- 45
■様式12 避難所状況一覧 .....	資- 46
■様式13 食糧調達状況 .....	資- 47
■様式14 輸送状況 .....	資- 48
■様式15 物品輸送引渡書 .....	資- 49
■様式16 り災証明等申請書 .....	資- 50
■様式17 り災証明書 .....	資- 52
■様式18 被災証明書 .....	資- 53
■様式19 建物被害認定再調査申請書 .....	資- 54
■様式20 義援品受領書・義援金領収書 .....	資- 56
■様式21 遺体処理票 .....	資- 57
■様式22 遺体遺留品処理票 .....	資- 58
■自衛隊に対する要請文書のあて先 .....	資- 59
■緊急の場合の連絡先（自衛隊） .....	資- 59
■様式23 自衛隊災害派遣要請書 .....	資- 60
■様式24 自衛隊災害派遣撤収要請書 .....	資- 61
■県災害対策本部運営要領 様式第1号 発生速報 .....	資- 62
■県災害対策本部運営要領 様式第2号 経過速報 .....	資- 63
■災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について .....	資- 64

■埼玉県下消防相互応援協定 .....	資- 68
■関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定書 .....	資- 71
■埼玉県防災ヘリコプター応援協定 .....	資- 82
■埼玉県特別機動援助隊設置要綱 .....	資- 84
■埼玉県緊急消防援助隊受援計画 .....	資- 87
■坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画 .....	資- 99
■緊急通行車両以外の車両通行止め表示 .....	資-106
■緊急通行車両等確認申請書 .....	資-107
■緊急通行車両の標章 .....	資-108
■緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済書 .....	資-109
■被災者個人への融資 .....	資-110
■被災中小企業への融資 .....	資-114
■被災農林漁業関係者への融資 .....	資-115
■被災者生活再建支援制度 .....	資-118
■埼玉県・市町村被災者安心支援制度 .....	資-120
■鶴ヶ島市災害弔慰金の支給等に関する条例 .....	資-124
■鶴ヶ島市農業災害対策措置要綱 .....	資-128
■災害時協定締結状況 .....	資-132